

# 經濟論叢

第156卷 第4号

木崎喜代治教授記念號

---

献 辞	菊池光造	
公衆衛生の誕生	阪上孝	1
フランス啓蒙期の「陪審制」論	石井三記	28
根源への無限の階梯	長尾伸一	56
Social Democracy and Sustainable Development	Nobutaka NAGAOKA	83
ミシェル・フーコーと啓蒙の問い	水嶋一憲	102
アリストテレスの經濟思想	森岡邦泰	123
社会の学問の革新	田中秀夫	141

木崎喜代治 教授 略歴・著作目録

---

平成7年10月

京都大學經濟學會

## 社会の学問の革新

——モンテスキューとスコットランド啓蒙——

田 中 秀 夫

「法学の諸体系を描く試みは……様々な諸国の法の多様で対立する不完全さを生み出した事情，いずれかの実際の体系がわれわれなら容易に思いつくことができる改善に到達することを妨げた事情の研究を示唆することによって，遂に新しい思索の源泉を開いた。この探究の遂行において，とりわけ高等法院長モンテスキュー，ケイムズ卿，スミス博士によって，思索的法律家の注意は，市民社会の最初の形成とその後の発展，諸技術と諸学問の発生，漸次的発展と開発，様々な変形を受けた形における財産の獲得と拡大，以上の諸原因とその他の政治的諸原因が結合しあって一国民の生活様式と習慣，制度と法に与える影響を研究するように方向づけられてきた。」<sup>1)</sup>

### I

モンテスキューは，同時代にあって，フランスやイングランドにおいてのみならず，スコットランドにおいても，啓蒙知識人たちから偉大な思想家として尊敬され注目された。その大著『法の精神』（1748）は，とりわけ，当時主流であった自然法学という伝統的なスタイルの社会の学問に革新と転換をもたらした新しい体系として読まれた。モンテスキューにおける社会の学問のこのいはばパラダイム転換の遂行は，かれが法の概念を規範的な制約から解放し事物間の関係として再把握したことに象徴されている。かれが社会契約説を採ら

1) J. Millar, *Historical View of the English Government*, 1803, Vol. 4, p. 284.

なかったこと、アリストテレス以来のゾーン・ポリティコン観を採用したことは、この学問のパラダイム転換の不可欠の要素である。

モンテスキューは数多くの画期的な認識と斬新な主張を惜しまずに『法の精神』に盛り込んだ。社会をその様々な構成要素から理解する総合的決定論としての一般的精神の理論、その系論としての物理的（自然的）—道徳的（社会的）原因論、政治体をその構造（主権の所在）と内的原理（そのなかでの人間の行動の動機）から理解する三類型論と中間団体論、イングランドの国家構造の身分的一機能的権力分立論的理解、人間性の概念に立つ奴隷制批判、商業精神と商業の機能の肯定的理解、封建法（と法）の歴史的理解、政治と経済の相関的把握など、いくらかあげることができる。しかもモンテスキュー自ら「いかなる国民もこの本の中にそれぞれの格率の理由を見出すことであろう<sup>2)</sup>」と述べたように、モンテスキューの分析から数多くの政策的指針を引き出すことも可能であって、実際に『法の精神』は、理論の書としてのみならず、政策—立法、改革—の書としても読まれ、ヨーロッパの啓蒙の思想と運動に、そして後世に絶大な影響を与えた。

モンテスキューのイングランドの国制論は、改めて述べるまでもなく、大反響を呼び起こした。イングランドの国制は王権の掣肘に成功した国制として評判となっていただけでなく、それはまた貴族とともにジェントリやブルジョアといった中間階級に国政への参加の道を開き、国民の生存権と自由権を保障する政治制度をいち早く構築した点で、実質的な国民主権を実現した国制として注目を集めていた。C・ロビンズが明らかにしたように、「イングランドの自由」、「自由な政体」は—それは1707年の合邦によってすでにスコットランドにも浸透しつつあったという意味で「大ブリテンの自由」というべきものであったが—アンシャン・レジームのもとにあったヨーロッパの啓蒙思想家や開明派為政者の垂涎の的であった<sup>3)</sup>。

2) 野田他訳『法の精神』、岩波文庫、1989、上、35ページ。

3) Caroline Robbins, "Why the English Parliament Survived the Age of Absolutism: Some /

このように注目を集めたモンテスキューのイングランドの国制論は、イングランドの国制の自由の秘密を権力の分立に求めるとともに、しかしその権力バランスは必ずしも安定的ではないという事実に目を向けるものでもあった。それは権力分立論としても、自由の喪失に警鐘を鳴らす自由の終焉論としても、多大な反響を呼んだ。

モンテスキューが注目を集めた論点はもとより以上に尽きるわけではない。風土論（物理的決定論）、政体論、経済論、奴隷制論、奢侈論、封建法論なども議論を呼んだ。

したがって、思想家モンテスキューは様々な姿で受けとめられえた。しかし冒頭の引用に見られるように、ミラーによれば、モンテスキューは「法制度の自然史」の確立に寄与したトリオの一人であった。ミラーがモンテスキューをとりわけ新しい社会の学問、新しい法学の権威として受けとめたことは明らかであるし、またそれが多くの場合、一般的な受けとめ方であったと思われる。

もちろん、スコットランドにおけるモンテスキュー受容は、他のところにおいてと同じく、尊敬の一色であったわけではない。『法の精神』は批判も招いた。それには一部には、モンテスキューのしばしばアイロニカルな文体——レトリック——のせいもあった。しかし、総じて、スコットランドの啓蒙思想家は、多かれ少なかれ上述のような社会の学問の新しい定礎者としてのモンテスキューの影響下にあったと言って過言でないだろう。たとえば、スミスのモンテスキューに対する対抗心はつよく、スミスは晩年まで『法の精神』を論駁する著作を抱懐していたと言われている<sup>4)</sup>。ミラーは、社会科学の発展と自然科学の発展の間にアナロジーを見出し、モンテスキューをベーコンに、スミスをニュートンにたとえた。ウォレスとファーガスンはモンテスキューの思想的影

<sup>4)</sup> "Explanations Offered by Writers of the 17th and 18th Centuries", in *Absolute Liberty*, ed. by B. Taft, 1982.

4) もっとも、スミスがどの程度本気でこのプランを実行しようとしていたかについては、解釈の余地がある。つとにレーはこの計画を否定した。大内・松川訳『アダム・スミス伝』、岩波書店、1972、537ページ。

響をはっきり認め、ヒュームはいち早くモンテスキューの仕事に注目し、モンテスキューの体系を批判しようとした。ケイムズとサー・ジョン・ダルリンプルの法への歴史的アプローチにモンテスキューの影響の痕跡が見られるのは当然である。サー・ジェイムズ・ステュアートもモンテスキューの影響下にあったし、ギルバート・ステュアートもモンテスキューの権威にうったえた。このように、スコットランドの啓蒙思想家は、多様な仕方においてであったが、モンテスキューの仕事を評価し、社会の学問を推進するにあたっての礎石、鏡子、鏡にしようとした。

本稿は、スコットランド啓蒙におけるモンテスキューの受容と批判の様相を主な思想家に限って検討し、スコットランド啓蒙の社会思想の展開と新しい学問体系の構築にモンテスキューがどのような貢献をしたのかについて、一歩掘り下げて考察しようとするものである<sup>5)</sup>。

## II

ロスやチトニスなども指摘するように、『法の精神』の重要性を最初に認めたのはヒュームであったと思われる<sup>6)</sup>。ヒュームがトリノ滞在中に、『法の精神』がジュネーブで印刷されているとの報を得て、校正刷りをいち早く読んで強い印象をうけ、モンテスキューの道徳的原因以上に物理的原因を重視する立場からの国民性の把握の仕方に異論を提出しようとしたことはよく知られてい

5) モンテスキューのブリテンでの受容史については、かつてフレッチャーが詳細に研究した。F. T. H. Fletcher, *Montesquieu and English Politics (1750-1800)*, 1939, Reprint 1980. フレッチャーの研究は今でも基本的な研究であるが、すでに半世紀を経過しており、その後のブリテン思想史の研究の進展を踏まえた改訂が必要となっている。なお、ここではマイナーな思想家にまでふれる余裕がないが、調べた限りではモンテスキューは相当多くのマイナーな思想家にも読まれている。「すべてのスコットランドの社会学者はモンテスキューの『法の精神』を共通の親としていた」(Karen O'Brien, "Between Enlightenment and Stadial History: William Robertson on the History of Europe," in *British Journal for Eighteenth-Century Studies*, 16-1, Spring 1993, p. 54.) というのは、ある程度あたっているように思われる。

6) I. Ross, *Lord Kames and the Scotland of his Day*, 1972, p. 203; A. Chitnis, *The Scottish Enlightenment*, 1976, p. 95. なお、大野も指摘するようにヒュームのモンテスキューへの直接の言及は1742年の小論「一夫多妻制と離婚について」にさかのぼる。さしあたり大野精二郎「Montesquieu と Hume」, 一橋大学『経済研究』18-2, 1967.4, 148ページ参照。

る。もともとこの件には、シャムレーがかつて点検して疑問を提出したアボリアが存在する。すなわち1748年の『道徳・政治論集』の第3版にヒュームが増補した新しい論説「国民性について」は、内容的にみて明らかにモンテスキューの風土決定論＝物理的原因論批判と目されるのであるが、しかし『法の精神』の出版も同年であって、ヒュームには『法の精神』の校正刷りを読んでそれを批判する新稿をしたため、上の第3版に間に合わせることは、ほとんど不可能だったのではないか、というのである<sup>7)</sup>。

しかし、ヒュームが48年にイタリアで『法の精神』を読んだことは確かである。そしてその後、同じ48年に出版されたヒュームの前述の『道徳・政治論集』第3版を読んだモンテスキューからヒュームは『法の精神』を贈られた。モンテスキューはヒュームの才能を評価した。とりわけヒュームのエッセイ「国民性について」はモンテスキューの注意を引き付けた。それは「すばらしい論考」であり、ヒュームは物理的原因より道徳的原因により大きな影響力を帰しているが、問題の根底にまで達しており、新しい着想と考察に満ちているとモンテスキューはヒュームを讃えている<sup>8)</sup>。ヒュームは5月にはモンテスキューに返事を出している。ヒュームもまたモンテスキューと同じく歴史的因果性、社会の状態と様々な制度との関係に強い関心を抱いていた。ウットンが指摘するように、モンテスキューとヒュームの思想的営為の同時性、平行関係は著しいものがある<sup>9)</sup>。

1750年には『法の精神』の「イングランドの国制」に関連する2章の英訳がモンテスキューの校訂を受けてエディンバラで出版されたが、この出版にはヒュームが支援を提供したとされる<sup>10)</sup>。この抄訳からも推定できるように、50年代以降にはモンテスキューは強い影響をスコットランドの知識人に与えるこ

7) P. E. Shamley, "The Conflict between Montesquieu and Hume," in *Essays on Adam Smith*, ed. A. Skinner and T. Wilson, 1975, pp. 275-305.

8) E. C. Mossner, *The Life of David Hume*, 2nd ed. 1980, p. 229.

9) D. Wootton, "David Hume, 'the historian'," in *The Cambridge Companion to Hume*, ed. by D. F. Norton, 1993, p. 293-5.

10) Mossner, *op. cit.*, p. 229, 232.

とになった<sup>11)</sup>。

モンテスキューはヒュームより年長であり、『ベルシャ人の手紙』(1721)や『ローマ人盛衰原因論』(1734)はヒュームの著作に先行している。けれども、概して、モンテスキューとヒュームは著者として同時的に仕事をしており、モンテスキューのヒュームへの影響関係を具体的に指摘することは困難である。直接の影響を断定することはできないけれども、商業と自由と正義を関連づける議論において、モンテスキューがヒュームとともにアダム・スミスに先んじていたことは重要であるし、比較的よく知られている。

モンテスキューは『法の精神』において、古代共和国の貿易にふれて、「民主政が商業を基礎とする場合、個人が巨富をもちながらも習俗は腐敗しないということが大いにありうることは確かである。これは、商業の精神が、質素、儉約、節度、労働、賢明、平穩、秩序および規則の精神を導くからである」と述べた<sup>12)</sup>。また商業と政体との関係を問題にするとともに、破壊的な偏見を癒し、野蛮な習俗を穏和にし、諸国民を結びつけ、平和に向かわせるといった商業の能力を説いている。こうして、商業は穏和な習俗をもたらすとともに、国際的平和にも大きな影響力をもっているというのが、モンテスキューの診断であった<sup>13)</sup>。このような商業の能力への信頼はヒューム、さらにはスミスに受け継がれたと言ってよいであろう。

しかし、モンテスキューには商業の能力への万全の信頼があったとは言えない。商業は確かに破壊的な偏見を癒し、野蛮な習俗を洗練するとともに穏和にするし、国際貿易は諸国民を結びつけ、平和へと向かわせる効果をもっている。商業は厳密な正義についてのある種の感情を生み出す。しかし、この商業の精神は、徳——他人の利益をはかって自分の利益を顧慮しないようにさせるあの

11) モンテスキューの著作のスコットランドでの出版状況については、A. K. Howard, "Montesquieu, Voltaire and Rousseau in Eighteenth Century Scotland; a check list of editions and translations of their works published in Scotland before 1801", in *Bibliotheca*, Vol. 2, 1959, pp. 40-63.

12) 『法の精神』, 上, 116ページ。

13) 『法の精神』, 中, 201-2ページ。

徳、とモンテスキューは説明している——と対立する。商業の精神だけが支配する国では、あらゆる人間行動も、あらゆる道徳的徳も、取引の対象になり、金銭で評価されてしまう<sup>14)</sup>。このようにモンテスキューは論じ、商業のメリットを多く認めながらも、商業と徳、さらには文化との対立に注意を向けている。

このようなモンテスキューの商業の二面的な評価は、重商主義時代の商業にのみあてはまるというものではない。それはすべての人間の営為を金銭に還元し、取引の対象に巻き込んでしまうことによって、多様な財と文化を一元化しようとする商業の精神、すなわち営利と資本主義のもつ普遍的な一面の批判として、現代の資本主義に対しても妥当するものである。

けれども商業の精神が儉約と結びつくとき、下層階級の自立を可能にし、下層階級をある程度有徳にしないであろうか。それはスミスが明確に認めたものであるが、商業の精神に鼓舞された勤労は、人間にとって労苦ではなく喜びとなり、人間性の向上につながるとみてとったのは『政治論集』(1752)のヒュームであった。その意味ではヒュームはモンテスキューの商業論を一步進めたといえることができるかもしれない<sup>15)</sup>。

ところで、モンテスキューがヒュームとウォレスの人口論争に示した関心はよく知られている。すなわち、ヒュームは『政治論集』に力編「古代諸国民の人口の多さについて」という論説を収めたが、これはスコットランド教会の穏健派の先駆けともいべき牧師ロバート・ウォレスの反論を招き、いわゆる人口論争が展開されることになった。ウォレスは自らの古代優位説をささえる論拠のひとつとして、ヴォッシウスとともに、モンテスキューの『ベルシャ人の手紙』における近代の人口は古代の最盛期(カエサル時代)のその十分の一

14) 『法の精神』、同。モンテスキューの政治経済思想については、木崎喜代治『フランス政治経済学の生成』、未来社、1976、第1章が、わが国では未だ唯一の本格的な研究である。また商業、自由、正義の関連というテーマの思想史的コンテクストについては、D. Winch, *Adam Smith's Politics*, 1978, Chap. 4. 永井・近藤訳『アダム・スミスの政治学』、ミネルヴァ書房、1989を参照されたい。

15) 『政治論集』が『法の精神』への応答として読める程度は高くない。Cf. Rotwein, Introduction, Hume, *Writings on Economics*, 1955, p. lvi. (Reprint 1970)



にすぎないとの主張を援用した。そういうこともあって、学問的に本格的なこの論争はモンテスキューの関心を引くことにもなったが、モンテスキューは二人の礼節を失わない論争の態度にいたく心をうたれたらしく、ヒュームにもウォレスにも友情の溢れた手紙を書いた<sup>16)</sup>。

ヒュームがモンテスキューの経済論に大いに関心をもったかどうかは疑問であるが、しかしモンテスキューの「イングランドの国制論」に無関心であったとは思われない。それは前述の『法の精神』抄訳へのヒュームの支援にも示されている。モンテスキューがそこで問題にしたのは、諸階級と三権のチェック・アンド・バランスに支えられたイングランドの自由の仕組みであり、ヒュームもまた大ブリテンの自由を評価し、それを党派抗争から護るべく言論活動を展開するとともに、大ブリテンの自由が歴史的、制度的にいかにして形成されたかを哲学的歴史家として解明しようとしたのであった。言い換えれば、大ブリテンの自由な社会の保存のための思想と行動こそ、社会哲学者ヒュームのライフ・ワークであった。それはちょうど、君主政体の国家フランスの価値と文化の保存に貢献することがモンテスキューのライフ・ワークであったことに対応する。自由を原理とするイングランドと大ブリテンにおいて、ヒュームが重視したのは中間階級としての貴族ではなく、勤勉なエートスを身につけた中間階級としてのジェントリとブルジョアであったとすれば、名誉を原理とするフランスにおいて、モンテスキューが擁護したのは君主政体の豊饒な文化を支える中間階級としての貴族の存在価値であった。

『法の精神』を興味を抱いて読んだヒュームは、1749年の4月に、おそらく『法の精神』の改訂に寄与できると判断したコメントを記した長文の手紙を書いたが、そのなかで、議会によるハイランド地方の世襲裁判権——それは住民の君主政体支持を強化していた——の廃止は1745年のジャコバイトの反乱の

16) この論争については次のような克明な研究があるのでそれに譲りたい。Mossner, *The Forgotten Hume*, (1943) Reprint, 1967, pp. 105-31, 永井義雄『イギリス急進主義の研究』, 御茶の水書房, 1962. 第1章(本書はまた、未だ学問的伝記のない思想家ウォレスについての先駆的で、いまなお新鮮な研究である), 田中敏弘『社会科学者としてのヒューム』, 未来社, 1971, 6, 7章。

もっとも有益な結果のひとつであるということを指摘している<sup>17)</sup>。この問題は制限君主政体における貴族の中間権力の評価に関わり、後にふれるように、ダルリンブルも関心を抱いていた。こうしてそれ以後、二人はモンテスキューの死まで、時折、手紙のやりとりをした。

ヒュームは『道徳原理の研究』(1751)の第3章「正義について」において、ただ一度だけモンテスキューに言及している。「概してわたしたちは、所有権のすべての問題が国法(civil laws)の権威に従属し、国法はそれぞれの共同社会(community)の個々の便宜(convenience)にしたがって自然的正義の規則を拡張、制限、修正、そして変更するということを認めるであろう。法はそれぞれの社会の統治構造、生活様式、風土、宗教、商業、立地に恒常的な関係をもっているし、もたなければならない。学識と才能を兼ね備えた最近のある著者は、この主題を全般的に追究し、以上の諸原理から、巧妙かつ才気あふれる思想に富み、しかも堅実さに欠けるところのない政治認識の体系を樹立した。」<sup>18)</sup>これは一応はモンテスキューに対する高い評価に見える。

しかし、ヒュームが、モンテスキューのこのような正義論、所有権論に満足しなかったことは、すぐに注で明示されている。「しかし、この高名な著者は異なった理論から出発し、あらゆる権利はある種の関係に基づくと想定している。わたしの意見では、これは決して真の哲学とは一致しない体系である。わたしの知る限りにおいては、道徳(morals)に関するこの抽象的な理論を唱え始めた最初のひとはマルブランシュ神父であり、それは後にカドワース、クラークその他の人々によって採用された。そして、それはあらゆる感情を排除し、すべてのものを理性の上に基礎づけると主張するので、この哲学の時代にあっては追隨者に不足することはない。」<sup>19)</sup>

17) HL (*Letters of David Hume*, ed. by J. Y. T. Greig, 2 vols., 1932), Vol. 1, p. 138. Cf. Mossner, *The Life of David Hume*, p. 218, 181.

18) Hume, *Enquiries*, ed. by P. H. Nidditch, 1975, pp. 196-7. 渡部峻明訳『道徳原理の研究』, 哲書房, 1993, 36ページ。

19) Hume, *ibid.*, p. 197. 渡部訳, 36-7ページ。

関係だけでは正義も所有権も解明できないというのが、ヒュームの主張であり、ヒュームは周知のように、正義と所有権を効用、すなわち社会の利益から説明した。このような見解の相違があることは、もちろん、ヒュームのモンテスキューに対する尊敬の念を失わせるものではなかった。後年、ヒュームはルソーに「高等法院長モンテスキューの死後、ヨーロッパの思想家のなかで、あなたこそ才能の力と精神の偉大さゆえにわたしが最も尊敬するひとです」と書いた<sup>20)</sup>、1767年にはブレアへの手紙で、「『法の精神』はかなり人気は落ちてきましたし、たぶんなおいっそう落ちるでしょうが、しかし高い評価を維持しており、将来たぶんまったく無視されることはないでしょう。それは相当のメリットがあります……」と述べた<sup>21)</sup>。

### III

ヒュームの次にモンテスキューに関心を示した著者はケイムズであったとしても不思議ではない。ケイムズはスコットランド啓蒙の中心人物の一人であったが、その活動範囲の広さは異例であって、緩やかな意味で、フランス啓蒙におけるモンテスキューにあたるのがスコットランド啓蒙におけるケイムズであったと言えるように思われる。法学者＝司法官としてのケイムズは、リーバーマンが描きだしたように、商業社会に適合した法体系をスコットランドに創出するという課題に取り組んだ人物であった<sup>22)</sup>。それは、アルチュセールが指摘したように、モンテスキューが君主政体の国家としてのフランスのために君主政体にふさわしい国家構造を維持＝再構築することにひとつの課題を見出していたのに対応する<sup>23)</sup>。スコットランドはすでにイングランドと合邦をしており、にもかかわらず、法体系は伝統的な大陸法系のものであって、この法の

20) HL, Vol. 1, p. 364.

21) HL, Vol. 2, p. 133.

22) D. Lieberman, "The Legal Needs of a Commercial Society: the Jurisprudence of Lord Kames", in *Wealth and Virtue*, 1983. 水田・杉山監訳『富と徳』, 未来社, 1990所収。

23) L. Althusser, *Montesquieu: la politique et l'histoire*, 1969. 西川・阪上訳『政治と歴史』, 紀伊國屋書店, 1974。

差異をとりわけ民法に関して解消することが、スコットランドの経済的發展にとって必要であるというのがケイムズの考えであった。法と政治制度を社会の必要に適合したものに改変していくという発想が立法者のものであるとすれば、モンテスキューもケイムズも社会問題への立法者的アプローチを採用したと言えるであろう。そしてそれはいうまでもなく政治や社会の改革問題を論じる通例のスタンスであった。

けれども、ケイムズはモンテスキューと類比的にとらえることができるということが指摘すべきすべてではない。少なくとも後期のケイムズはモンテスキューの影響を受けたと思われる。ケイムズの法の研究への経験的、比較的、歴史的アプローチがモンテスキューの影響によって形成されたのでないとするれば、だれから継承されたものでありうるだろうか。しかし、レーマンも指摘するように、ケイムズは『法の精神』以前にすでに多くの思想を形成していた。歴史的、比較的視点に立つケイムズの法と歴史の研究は『法の精神』以前にすでに『法の若干の主題について』(1732)や『ブリテンの古代に関する若干の主題』(1747)に結実を見ていた。また比較的アプローチ、ある種の歴史的アプローチは『法の精神』に優勢であるとしても、しかし歴史發展の視点はその大著にはまだほとんど見られない<sup>24)</sup>。実際にケイムズがモンテスキューに言及するのは、かなり後のことであって、『人間史素描』(1774)と『スコットランド法の解明』(1777)という70年代の著作においてである。したがって、ケイムズの法学の方法は、マッケンジーやステアなどのスコットランドの法学者やグロティウスとプーフENDORFといった大陸自然法学者、またフランスの若干の法学者とイングランドのベーコンやクックなどから吸収された知識から形成された可能性が高いであろう<sup>25)</sup>。

ケイムズを有名にした『法史論集』(1758)は、社会發展と法の多様性の関連というモンテスキューを一步進めた思想をベースに、合理的な学問としての

24) W. C. Lehmann, *Henry Home, Lord Kames, and the Scottish Enlightenment*, 1971, pp. 292-3.

25) Cf. *Ibid.*, p. 11.

法学の構築とスコットランド法とイングランド法の統一をめざすものであったけれども、モンテスキューへの言及はない。しかもモンテスキューへの比較的頻繁な言及をもつ『人間史素描』においても、意外にも、その中での統治論においては、モンテスキュー流の権力分立論への関心はどこにもみられないのである<sup>26)</sup>。

確かにモンテスキューのイングランドの国制論にケイムズはふれてはいる。しかし、それはモンテスキューがイングランドの国制は能力に秀でた人材の発掘に勝れていることを見逃しているという批判である。「新しい議会に近づく候補者と選挙人のどのような運動によって、また大臣とかれらの政策が世界に向けて明らかにされるどのような言論の自由と議会演説によって、国民は活力を維持され英雄的行為に寄与する精神力を注入されることか。」確かにこの政体は党派抗争を生み、革命をもたらすことがあるけれども、しかし専制政治の死せる平穏より、嵐の起こる政体をもつほうがましである、とケイムズは述べている<sup>27)</sup>。

それ以外にケイムズは10箇所以上においてモンテスキューの『法の精神』と『ローマ人盛衰原因論』に言及しているが、モンテスキューの権威に訴えているという印象はない。ローマ史の理解においてはケイムズはモンテスキューの説明をよく利用しているが、たとえば、寒い気候の土地は勇気を生み出すというモンテスキューの主張を批判して「性質も才能も風土には依存しないというのがわたしの確固たる見解である」と批判するといった具合なのである<sup>28)</sup>。またケイムズは刑法改革の基本方向では一致するものの、モンテスキュー、ベッカリア、ブリストリの功利主義的刑法論（処罰はその犯罪が社会に与えた害に応じて、また将来の犯罪の予防のために課すべきであるという考え方）は理論として間違っているとして反対し、刑法の第一目的は犯罪そのものを罰す

26) *Ibid.*, p. 261.

27) Kames, *Sketches of the History of Man*, A New Edition, 1813, 3 vols, vol. 2, p. 121.

28) *Ibid.*, vol. 1, pp. 46-8.

ることによって正義を実現することであり、将来の犯罪の予防は二次的なものである、と考えた<sup>29)</sup>。こうして、リーバーマンはモンテスキューが『人間史素描』におけるケイムズの社会理論の大部分の重要な源泉であった、と述べているが、それはいささかオーバーな表現であるように思われる<sup>30)</sup>。

このように見てくれば、モンテスキューのケイムズへの影響は、予想以上に小さかったのかもしれない。ケイムズは一面ではモンテスキューの認識に懐疑的であった証拠もさらにある。すなわち、『スコットランド法の解明』の序文において、ケイムズは「あの有名な著作家は確実さに劣らず楽しませてくれる観察をふんだんに示している。しかし新奇さと洗練を狙いがちな才気煥発さのために、かれは数多くの誤りをおかしてしまった」<sup>31)</sup>と述べている。具体的にどんな間違いをおかしたかについては、ケイムズは指摘していないが、この抽象的な表現には、70年代のスコットランドにおけるモンテスキューの地位がおよそ磐石といったものではなかったことが反映しているのではないかと推測される。とりわけ社会発展論がモンテスキューの理論の中核になかったことは、ケイムズには飽き足らなかつたであろうと思われる<sup>32)</sup>。

このようにケイムズへのモンテスキューの影響は案外小さかったかもしれないが、明らかにモンテスキューの強い影響を受けていたのは、1760年代のスコットランドの争点となった限嗣封土権をめぐる論争においてケイムズと対立したサー・ジョン・ダルリンブルである。

ダルリンブルもケイムズと同じく、スコットランドとイングランドの法の統一を必要と考えていたし、法の主題の理解においてケイムズの影響を受けていた。したがって、主著の『封建財産史』(1757)はケイムズへの献呈の辞をも

29) Cf. Tytler, *Memoirs of the Life and Writings of the honourable Henry, Home of Kames*, vol. 1, 1807, pp. 78-80.

30) D. Lieberman, *The Province of Legislation determined*, 1989, p. 164 note.

31) Kames, *Elucidations Respecting the Common and Statute Law of Scotland*, 1777, p. xii.

32) ケイムズと協力してコモンセンス哲学を構築したトマス・リードのモンテスキュー評価は、ハーコンセンが指摘するように非常に高いように思われる。Reid, *Practical Ethics*, ed. by Haakonssen, 1990, p. 17, 85.

つ。しかし、ダルリンプルがここで示唆をえたのは、『法の精神』と、大法官ハードウィックの子息であるチャールズ・ヨークの『没収法の考察』(1745)であった<sup>33)</sup>。ダルリンプルによればこの二著作が「哲学と歴史を法学に結合する」<sup>34)</sup>こと、すなわち新しい研究方法を教えた。ケイムズの『法史論集』はまだ存在しなかった。しかもダルリンプルによれば、かれの書物は「今日の大天才の校閲を受けた」という<sup>35)</sup>。真偽の程は定かでないが、モンテスキューへの心酔ぶりはうかがえるであろう。

ダルリンプルへのモンテスキューの影響は、もちろん方法のみであったのではない。ダルリンプルはブリテンの国制のゲルマン起源説や封建法の理解において、モンテスキューの説を継承した。フレッチャーが指摘したように、ダルリンプルは主著の『封建財産史』の第1章「大ブリテンへの封建制の導入史」において、『法の精神』の第31、32編の諸章から引用しながら、元来、封地(feudal estate, bookland)は国王の家臣の保有した土地であり、自由保有地(allodial estate, folkland)は土着の自由人の土地であったというモンテスキューの見解を踏襲した議論を展開している<sup>36)</sup>。それだけではない。

他のところで指摘したように、ダルリンプルは限嗣封土権論争において、ケイムズに反対してスコットランドの限嗣土地保有を堅持すべきだとしたが、その理由としていくつか挙げたなかに、ダルリンプルは、限嗣封土権こそ、自由の砦としての貴族=中間階級を守ることによって専制政治の防壁となるものなのだという論拠を挙げ、それを強調した。これはフランスにおいて君主政体の国家を衰退から守るためには貴族階級の特権と生活、文化を守らなければならないとしたモンテスキューの主張に一脈通じるものがあるというだけでなく、おそらくはモンテスキューの中間権力論から示唆を得たように思われる<sup>37)</sup>。限

33) Sir John Dalrymple, *An Essay towards a General History of Feudal Property in Great Britain*, 4th ed., 1759, p. ix.

34) *Ibid.*

35) *Ibid.*, p. iv.

36) Fletcher, *op. cit.*, p. 84. Dalrymple, *op. cit.*, p. 7, 8, 9, 13, 18, 22.

嗣封士権を堅持すべきだと主張したダルリンプルも、しかしながら、領主裁判権は擁護しなかった。

モンテスキューは『法の精神』の有名な第2編第4章でこう述べた。「ヨーロッパのいくつかの国で、領主のすべての裁判権を廃止しようと考えていた人たちがいる。彼らは自分たちがイギリスの議会がしたことをしようとしているとは気がつかなかった。ある君主国において、領主、聖職者、貴族および都市の特権を廃止して見たまえ。ほどなく、民衆国家か、さもなくば、専制国家が出現するであろう。」「イギリス人は、自由を助長するために彼らの君主政を構成していた中間諸権力のすべてを取り除いた。彼らがこの自由を保持するのは確かに正しい。万一その自由を失うにいたるならば、彼らは地球上で最も奴隷的な民族の一つになるであろう。」<sup>37)</sup>

この発言に対してヒュームがスコットランドのハイランド地方における世襲裁判権の廃止は45年のジャコバイトの反乱のもっとも有益な結果であるとのコメントをモンテスキューに送ったことは、すでに述べた。確かにモンテスキューの主張は一つの読み方として世襲裁判権の擁護論として読むことができるであろう。しかし、ダルリンプルによれば、世襲裁判権は王権に対する防壁であると主張して、その論拠としてモンテスキューの権威に訴えるのは、モンテスキューの真意を歪曲することになる。なぜなら政体によってその意味は異なるとダルリンプルは考えるからである。「絶対君主政における世襲裁判権は王権への障壁であるけれども……しかし、制限君主政においては、その廃止が法と自由の確立と浸透に寄与するのである。」<sup>38)</sup>

スコットランドの貴族社会の伝統を保持しつつ商業社会化に対応することに迫られていた、名門キャンベル氏族の末裔でもあったダルリンプルにとって、

37) 田中秀夫『スコットランド啓蒙思想史研究』、名古屋大学出版会、1991、209、221ページ。また最近、キッドが同様の解釈を行っている。Colin Kidd, *Subverting Scotland's Past*, 1993, p. 163, 129-30 note.

38) 『法の精神』、上、65、66ページ。

39) Dalrymple, *op. cit.*, p. 247. この点については J. Robertson, *The Scottish Enlightenment and the Militia Issue*, 1985, p. 117, 126 note 84 を参照。



モンテスキューの処方箋はおそらく格好の手がかりを与えるものであった。

#### IV

しかし、ウォレスやケイムズ、ダルリンプルにもまして強い影響をモンテスキューから受けたのはファーガスンであったように思われる。ファーガスンとモンテスキューの関係については、プライスン、シャーをはじめとして<sup>40)</sup>、比較的多くの研究があるが、ほぼ一様にモンテスキューのファーガスンへの強い影響を認めている。ファーガスンは「法の精神」からだけでなくモンテスキューのローマ史論からも影響を受けている。

モンテスキューの『ローマ人盛衰原因論』は啓蒙の政治、社会理論に「ローマ問題」——史上最強のローマはいかにして発展し衰亡したか——を持ち込んだものと言われるが、ファーガスンの『ローマ共和国盛衰史』もモンテスキューに示唆を受けてこの問題に取り組んだものと言えるであろう<sup>41)</sup>。

文明の発展と衰退を一貫したテーマとしたファーガスンの社会哲学は、社会変動の要因として、ケイムズにもまして、制度以上に徳を重視するものであった。スコットランド教会の穏健派知識人の共通の傾向に注目して、シャーはかれらを「徳の使徒」と呼んだが、穏健派の一人でもあったファーガスンは、とりわけ共和政体、共和主義への関心がつよく、したがってかれには徳を原理として把握するモンテスキューの共和政体論は親近感をもてるものであったと思われる。

40) G. Bryson, *Man and Society: The Scottish Inquiry of the Eighteenth Century*, 1945. R. B. Sher, *Church and University in the Scottish Enlightenment: The Modern Literati of Edinburgh*, 1985.

41) 天羽康夫『アダム・ファーガスンとスコットランド啓蒙』、勁草書房、1993、282、290ページ。小柳はファーガスンがモンテスキューのデカダンス観の深い影響下にある、と述べている。小柳公洋『アダム・ファーガスンと腐敗 (Corruption)』、北九州大学『商経論集』22-1、1986、9、52ページ。しかし、ファーガスンの大著『ローマ共和国盛衰史』(*The History of the Progress and Termination of the Roman Republic*, 3 vols, 1783)に登場する参考文献はほとんど古代ローマの著者だけである。近代の著者については、マキャヴェッリの『リヴィウス論』、ホリングブルックの『愛国者王』、アーバスノット、ヴォルテールがそれぞれ一度だけふれられているにすぎず、ギボンもモンテスキューも言及されていない。

ファーガソンを一躍有名にした『市民社会史論』(1767)において、しかしながら、モンテスキューはさほど頻繁に援用されているわけではない。しばしば指摘されるように、モンテスキューは、簡単な付言をのぞけば、「人間は社会に生まれ、社会にとどまる」という『ベルシャ人の手紙』の一文が引用されている<sup>42)</sup> 他には、その三政体論が集中的に紹介されているだけである。前者は「社会の起源」という、前世紀から哲学者を悩まし続けた問題の棚上げを意味した。その問題こそホッブズからルソーまでの、ロックからハチスン、さらにはヒュームまでの哲学者たちのそれぞれの理論的苦闘を要求した根本問題であったし、その苦闘のなかから近代の演繹的な自然法的社会理論は生まれたのであった。起源論に深入りしないという選択と決断によって、モンテスキューは過去と現在の様々な社会の多様な側面に目を向けることができた。そして多様性を見据えながら、同時に法則性——法——を見出そうとする新しい科学——学問——の精神において、モンテスキューとファーガソンは19世紀の思想を先取りしていた。

「国民の幸福について」と題する第一部の最終部分において、「高等法院長モンテスキューが書いたことを想起するとき、なぜわたしは人間の事柄を扱うのか、言うのがためらわれる。しかし、……わたしは普通の能力の人に理解しやすいようにそれらを述べることができるように思う」と弁明したファーガスンは、「古代の哲学者たちは政体を一般に3つの項目、すなわち民主政体、貴族政体、専制政体にわけて論じた。かれらは主に共和政体の多様性に注意を奪われていた。したがって、かれらは専制政体と君主政体のあいだのきわめて重要な区別……それをモンテスキュー氏は行った……にほとんど考慮を払わなかった」と述べて、モンテスキューの有名な三政体の議論を非常に詳細に紹介している<sup>43)</sup>。

42) 天羽、前掲書、67、184ページ。Bryson, *Man and Society*, 1945, p. 162.

43) Ferguson, *History of Civil Society*, ed. by Forbes, 1966, pp. 65-72. メイソンは『市民社会史論』は「法の精神」から生まれた18世紀の全ての著作のなかで、最も広範かつよく理解して「法の精神」に依拠した著作であると述べている。Sheila Mason, "Ferguson and Montesquieu",

ファーガスンは道徳哲学者であったが、制度を構築し支える主体としての人間の能力の帰趨に注目した。商業は富とともに無知の母であるというファーガスの有名な観察は、商業社会の分業という制度は、制度に従って機械的に作業することによって能率をあげることを可能にする一方、人間の思考力を鈍化させることになるという分析であった。マルクスによって労働疎外論の萌芽とされたファーガスの分業論は、人間主体の本来のあるべき姿についてのファーガスの理解から生まれている。それはほかならず自立した有徳な人間という古典的市民像である。文明の発展を必然と考えたファーガスンは、文明の結果としての腐敗を不可避とみた。しかし、共和政のローマに戻ることはできなくても、なお主体性をもった生き方は可能であるというのがファーガスの主張であった<sup>44)</sup>。

ファーガスン以外のモデレート知識人へのモンテスキューの影響も当然予想される。たとえば、歴史家ロバートソンへのモンテスキューの影響はしばしば指摘されるし、おそらく無視できないであろう<sup>45)</sup>。しかしロバートソンを乗り越えの対象として歴史叙述を企てたギルバート・ステュアートは、ここでは立入れないけれども、モンテスキューのさらに強い影響下にあった<sup>46)</sup>。

では最後に、アダム・スミスにとってモンテスキューはどのような思想家であったか。二人の思想的、学問的關係は、二人が英仏の啓蒙の社会科学の極点にたつだけに、きわめて興味深いテーマである。けれども、常識的に影響關係を認めるというのが通例であって、この問題はこれまで必ずしも深く追究されてこなかった。前述のフレッチャーの古典的研究こそあるものの、両者の直接の交渉がなかったこともあって、その後はあまり問題にされなかった。モンテ

<sup>44)</sup> *British Journal for Eighteenth-Century Studies*, 10-2, 1987, p. 194.

<sup>44)</sup> Cf. Forbes, Introduction to *History of Civil Society*, pp. xxxii, xi-xli.

<sup>45)</sup> Karen O'Brien, *op. cit.*, p. 54, 56; R. Sher, "1688 and 1788: William Robertson on Revolution in Britain and France", in *Culture and Revolution*, eds. by P. Dukes and J. Dunkley, 1990, p. 104; D. J. Womersley, "The Historical Writings of William Robertson", *JHI*, 47-3, 1986, p. 499.

<sup>46)</sup> William Zachs, *Without Regard to Good Manners: A Biography of Gilbert Stuart 1743-1786*, 1992, pp. 15, 24-6, 28, 31.

スキューが他界した1755年にはすでにスミスはグラスゴウ大学の道徳哲学教授になってしばらく経っており、それまでにスミスに『法の精神』を読む機会がなかったとは考えにくい。けれども、スミスとモンテスキューの関係を証明する資料は、1760年7月15日付けのシェルバーンへの手紙に、若いバックルーと『法の精神』を読んでいることが述べられているのが最初である<sup>47)</sup>。

有名な『エディンバラ評論』第2号(1756)へのスミスの寄稿「編集者への手紙」にもモンテスキューは登場しない。その事実、スミスが幅広くフランスの文献を読んで紹介しているだけに、相当に意外である。ヴォルテール、ディドロ、ダランベール、ルソー、ピュフォンなどを取り上げて、モンテスキューにふれないのは、不可解である。ケネーが登場しないのは時代的に考えて不思議ではないが、モンテスキューについては意識的に言及を避けたのではないだろうか。あるいは、ちょっと考えがたいが、モンテスキューは本当に未だスミスの関心からすっかり脱け落ちていたのだろうか。しかしまた『道徳感情論』(1759)にもモンテスキューへの言及は見られない。この点もまた少しばかり意外とできるかもしれない。

わが国では、モンテスキューの『法の精神』とステュアートの『経済の原理』(1767)の成立との関係をめぐっては、小林昇教授が周到な分析を行っているが、直接にスミスとの関係を追求した研究はない<sup>48)</sup>。基本的な問題は、しかしながら、非歴史的な自然法思想から歴史的な社会理論へのパラダイム転換がいかにして起こったのかということであって、この問題はヒュームに即しても、ステュアートに即しても、そしてスミスに即しても問うことができる。また、過去10年あまりの内外におけるスコットランド啓蒙研究の最大の論点は、様々な表現がされてきたが、まさにここにあった。

スミスの道徳哲学講義についてのミラーの説明はよく知られている。それは

47) *The Correspondence of Adam Smith*, ed. by E. C. Mossner and I. S. Ross, 1977, p. 70.

48) ステュアートにおけるモンテスキュー受容の意味については、小林昇「ステュアートと経済学における歴史主義」、同『ステュアート新研究』、未来社、1988所収、および同『最初の経済学体系』、名古屋大学出版会、1994を参照。

自然神学、倫理学、正義に関連する部門、便宜の原則にたつ政治的規制論の4つから成っていたというものである。ミラーは第3部についてこう述べている。「この問題については、彼はモンテスキューから示唆をえたとされる案を踏襲した。すなわち、公法と私法の双方において法が未開時代からもっとも洗練された時代にいたるまで漸次進歩してきたさまを跡づけ、生存と財産の蓄積に役立つ技術が、法と政治の分野に、いかに対応した改善ないし変革をもたらすかを指摘しようとつとめた。彼の仕事のこの重要な部門についても彼は公刊する意図をもっていた。そのことは『道徳感情論』の巻末に記されている。しかしこの意図は生前には果しえなかった。』<sup>49)</sup>

ミラーが説明している法への歴史的アプローチがモンテスキューのものであるとすれば、スコットランド歴史学派(R・パスカル)全体が法と社会への歴史的アプローチを採用したことに対するモンテスキューの貢献は非常に大きなものであったということになるであろう。しかし、法への歴史的アプローチは果たしてどの程度モンテスキューのものであったかについて、ミラーと現代の研究者の意見の間には若干のギャップがあるように思われる。ミークがその起源と形成を博搜した生活様式の4段階論はモンテスキューにない<sup>50)</sup>。フォーブズの指摘をまつまでもなく、経済の法や政治への影響を考察する相関的視点は、変化、変動の概念も含めてもちろんモンテスキューに存在するが、それはスコットランドの文明社会史家(スコットランド学派)のように発展も視野に取めた上での土台としての経済——経済的生活様式——の上部構造への影響の考察と言える程度までは達していなかった<sup>51)</sup>。ミラーはモンテスキューに多くを読み込み過ぎているという印象がある。

モンテスキューがアダム・スミスに影響を与えなかったということは考えら

49) D. Stuart, "Account of the Life and Writings of Adam Smith, L. L. D.", in *Adam Smith, Essays on Philosophical Subjects*, 1980, pp. 274-5.

50) R. L. Meek, *Social Science and the Ignoble Savage*, 1976. 本書には木崎教授による有益な紹介がある。『専修大学社会科学研究所月報』, No. 153, 1976. 6.

51) D. Forbes, "Scientific Whiggism", *op. cit.*, p. 275; P. Stein, *Legal Evolution*, 1980, p. 26. 今野他訳『法進化のメタヒストリー』, 文真堂, 1989, 31ページ。

れないが、その影響を一步踏み込んで具体的に指摘することは、タイヒグレーパーも指摘しているように、困難である<sup>52)</sup>。

スミスの法学講義においてスミスがモンテスキューを明示して参照しているのは、A、B両ノートを合わせて6度でしかないが、編者の注によれば、実際には『法の精神』はかなり頻繁に論拠として利用されている。しかし、その利用の仕方は法的、文化的な事実と史実のソースとしてであって、しかもスミスの利用は批判的利用である。したがって、講義の枠組みも実質的内容もスミスがモンテスキューに依存している度合いは、相当に小さいと言すべきである。

さらに『国富論』(1776)となると、『国富論』もまた立法者の学問であるという意味では『法の精神』と変わらないが、しかしその実質は『法の精神』とまったく異なる体系である。フレッチャーのように『国富論』へのモンテスキューの経済思想の影響を強調する見解もあるけれども、おそらくアダム・スミスはモンテスキューから多くを学んだであろうが、しかし経済思想に限定した場合でも、例えばハチスンと比べてモンテスキューの影響がより大きいといえるかどうかは疑問である。こうして、モンテスキューとスミスとの関係は、一見予想されるほど大きなものではなかったように思われるのである。スミスをモンテスキューの弟子と捉えるフォーブズ<sup>53)</sup>をはじめとする多くの研究者の解釈は、大きな枠組みでのみある程度妥当するに過ぎないように思われるのであって、その意味でこのような通説は改訂を必要とするであろう。

このように個別的にスコットランドの啓蒙知識人の個々のモンテスキュー受容をたどってくると、その受容の仕方とニュアンスは相当に多様であることが判明するが、しかし、そのような多様性を貫いて、なお社会の学問の革新は、モンテスキューの衝撃によって大いに進んだことは確かであると思われる。モンテスキューから様々な示唆を受けながらも世紀後半のスコットランドの知識

52) R. Techgraaber, III, *'Free Trade' and Moral Philosophy*, 1986, p. 12.

53) D. Forbes, "Scientific Whiggism: Adam Smith and John Millar", *Critical Assessments*, ed. by J. C. Wood, 1984, Vol. 1, p. 285.

人たちは、社会の歴史的発展を理論の基軸に置いた新しい社会の学問にそれぞれ独自に、しかし相互に知的交流をもちながら取り組むことになる。その成果の一つが経済学であったし、文明社会史も、先駆的な歴史法学もその成果であった。